

耐用年数に関する参考資料

- | | | | |
|---|-----------------------------|-----|---|
| 1 | 耐用年数に関する考え方（企業会計審議会連続意見書抜粋） | ・・・ | 1 |
| 2 | 総合償却について | ・・・ | 2 |
| 3 | 耐用年数に関する各案に基づく償却可能額のイメージ | ・・・ | 3 |

本資料は研究会に
おける検討資料です。

耐用年数に関する考え方

企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書(企業会計審議会)

有形固定資産の減価償却について(昭和35年6月)(抜粋)

八 耐用年数の決定

固定資産の耐用年数は、物質的減価と機能的減価の双方を考慮して決定されねばならない。物質的減価は技術的に比較的正確に予測されるが、機能的減価は偶然性を帯び、これを的確に予測することははなはだ困難である。このため、従来、耐用年数は主として物質的減価を基礎として決定され、機能的減価はあまり考慮されないのが実情であった。しかしながら、今日のように技術革新がめざましい勢いで進行しつつある時代においては、機能的減価を軽視することは許されない。したがって、今後における耐用年数の決定に際しては、機能的減価の重要性を認め、過去の統計資料を基礎とし、これに将来の趨勢を加味してできるだけ合理的に機能的減価の発生を予測することが要求される。

本資料は研究会に
おける検討資料です。

総合償却の仕組み

減価償却の計算には、(a)個々の資産ごとに減価償却費と未償却残高を算定する**個別償却**及び
(b)複数の資産を一括して減価償却費と未償却残高を算定する**総合償却**がある。

総合償却は、電鉄業における高架・トンネル・橋などのように、多種類の資産が一体となって1つ
の機能を果たしている場合に、その機能の遂行に関して生じた減価償却費を組織的に算定して、
売上収益と対応づけるためのもの

耐用年数が異なるものについて総合償却 を行う場合の平均耐用年数の計算例

資産	取得原価	残存価額	償却総額	耐用年数	1年当たり償却額
建物A	120万円	12万円	108万円	36年	3万円
構築物B	100万円	10万円	90万円	30年	3万円
機械C	80万円	8万円	72万円	18年	4万円
合計	300万円	30万円	270万円		10万円

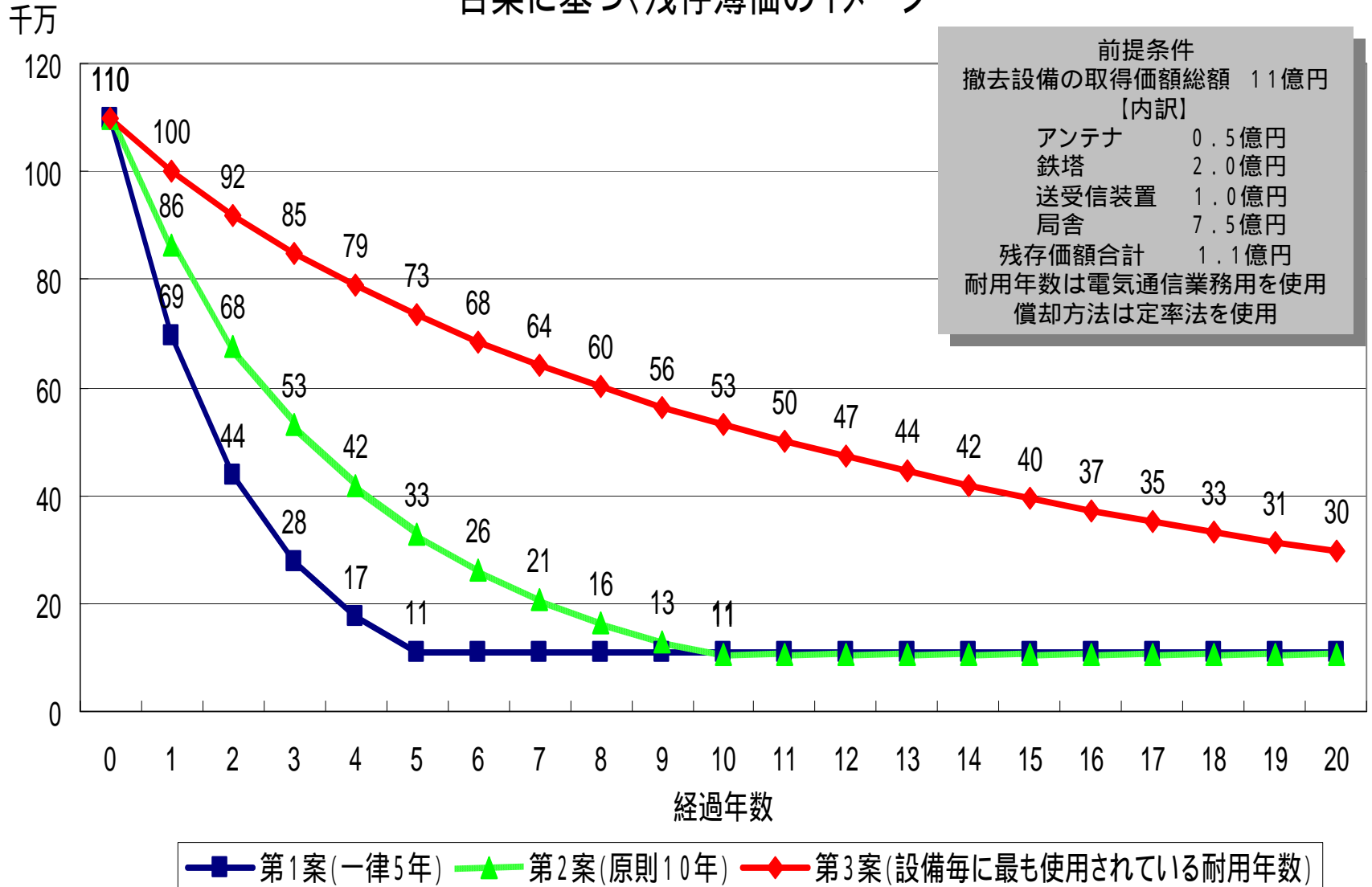
平均耐用年数 = 償却総額270万円 ÷ 年償却額10 = 27年

減価償却費 = (取得原価300万円 - 残存価額30万円) ÷ 平均耐用年数27年 = 10万円

償却方法は定額法を使用

本資料は研究会に
おける検討資料です。

各案に基づく残存簿価のイメージ



本資料は研究会に
おける検討資料です。

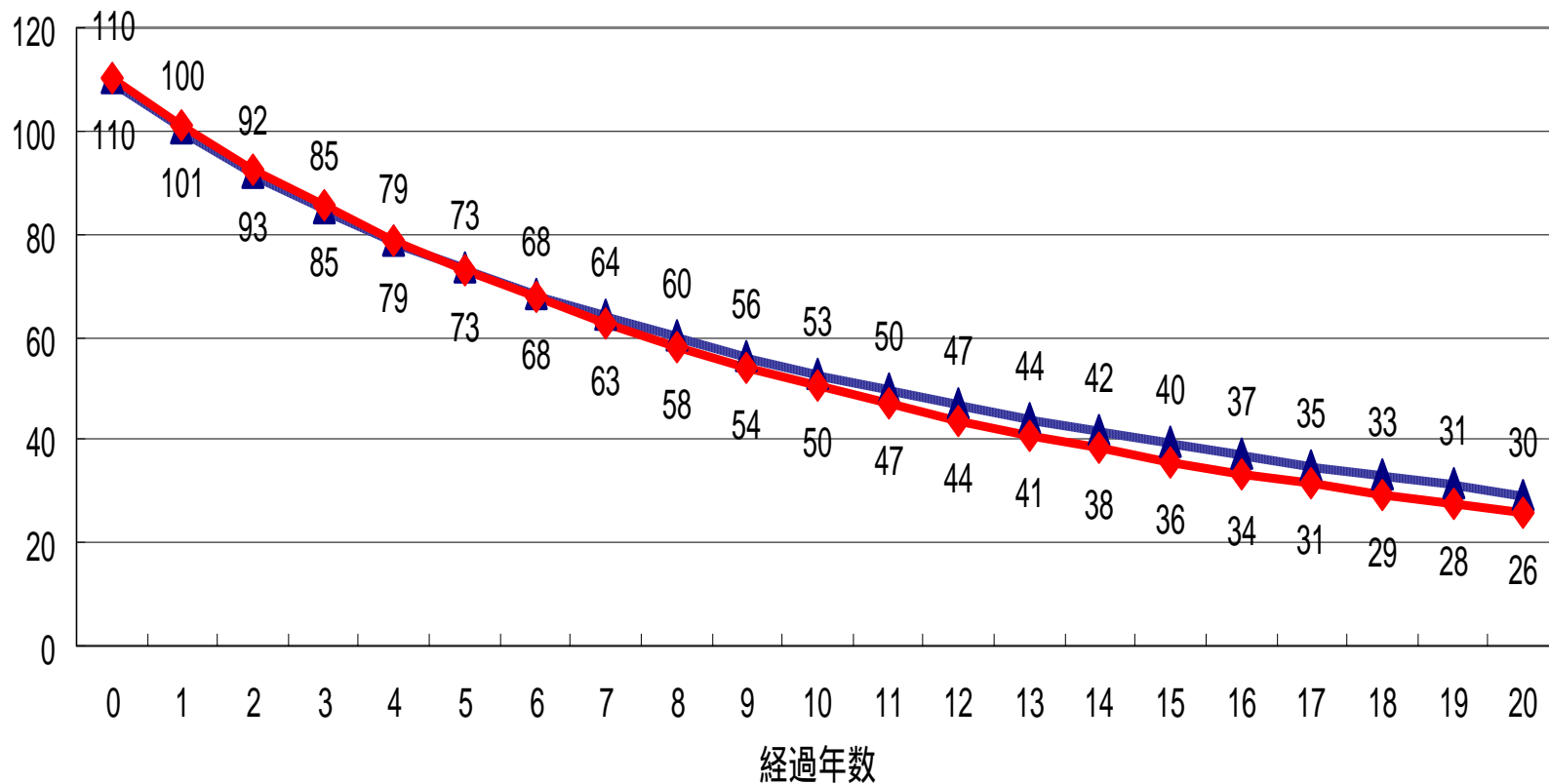
算定対象となる償却可能額のイメージ(割当計画変更から使用期限まで2年の場合)

割当計画変更時点 (免許からの経過年数)	第1案 (使用期限時の 償却可能額)	第2案 (使用期限時の 償却可能額)	第3案 (使用期限から 8年間の償却可能額)
1年	17	42	35
2年	6	31	32
3年	0	22	29
4年	0	15	26
5年	0	10	24
6年	0	5	23
7年	0	2	21
8年	0	0	20
9年	0	0	19
10年	0	0	17

本資料は研究会に
おける検討資料です。

千万

第3案に関する比較



▲ 電気通信事業用の場合 (数値は上段)

◆ 電気事業用の場合 (数値は下段)

本資料は研究会に
おける検討資料です。

第3案における適用される耐用年数による違いのイメージ
(割当計画変更から使用期限まで2年の場合)

割当計画変更時点 (免許からの経過年数)	電気通信事業用 (使用期限から 8年間の償却可能額)	電気事業用 (使用期限から 8年間の償却可能額)
1年	35	38
2年	32	35
3年	29	32
4年	26	30
5年	24	27
6年	23	24
7年	21	23
8年	20	21
9年	19	19
10年	17	18

アンテナ及び送受信装置の耐用年数は電気事業用の方が長く、鉄塔の耐用年数は電気通信事業用の方が長い。アンテナと送受信装置の取得価額の合計よりも鉄塔の取得価額の方が多いため、償却のスピードは電気事業用の方が速い(10年間の減価償却額の総額は電気事業用の方が多くなる。)